

VII. 資料等

関連法令（略）

通知・事務連絡等

<厚生労働省>

- ・地域医療介護総合確保基金に関する通知 案内ページ
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000060713_00001.html
- ・令和3年9月28日付 医政地発 0928 第1号 厚生労働省医政局地域医療計画課長通知
地域医療介護総合確保基金(医療分)に係る標準事業例の取扱いについて
<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/000836807.pdf>
- ・第8次医療計画 案内ページ
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/iryuu_keikaku/
- ・令和5年3月31日付 医政発 0331 第16号 厚生労働省医政局長通知
医療計画について
<https://www.mhlw.go.jp/content/001108169.pdf>
- ・令和5年3月31日付 医政発 0331 第14号 厚生労働省医政局地域医療計画課長通知
疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について
<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/001271820.pdf>
- ・薬剤師確保対策（薬剤師確保対策、薬剤師確保の支援体制構築推進事業、これまでの調査事業、地域医療介護総合確保基金の活用、関連ページ）医薬局
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/yakuzaishikakuho.html>
- ・病院薬剤師の確保について（これまでの病院薬剤師に係る事業、地域医療介護総合確保基金の活用、関連ページ）医政局
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000137802_00002.html

<総務省>

- ・令和4年4月1日付 総財準第74号 総務省自治財政局準公営企業室長通知
公立病院経営強化の推進に係る財政措置等の取扱いについて
https://www.soumu.go.jp/main_content/001005646.pdf
- ・令和4年3月
持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン
https://www.soumu.go.jp/main_content/000803338.pdf
- ・令和4年7月8日
公立病院経営強化ガイドライン等 Q&A（第1版）
https://www.soumu.go.jp/main_content/000825167.pdf

【参考】

- ・石川県薬剤師修学資金偏在支援事業：
<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/yakuji/ykj/hpp.html>
- ・山口県地域医療を担う若手薬剤師確保・育成事業奨学金返還補助制度：
<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/48/206001.html>
- ・山形県病院薬剤師奨学金返還支援事業
<https://www.pref.yamagata.jp/090001/byoinkyakuzaishikakuho.html>
- ・茨城県病院薬剤師確保対策
<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/yakumu/yakuzaishikakuho.html>
- ・長野県病院薬剤師確保事業に係る奨学金返還補助
<https://www.pref.nagano.lg.jp/yakuji/kenko/iryo/byoyaku/syogakukin.html>
- ・大分県薬剤師確保対策事業
<https://www.pref.oita.jp/soshiki/12610/yakuzaishikakuho.html>

- ・ 福井県薬剤師確保奨学金返還資金貸与事業
<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/iei/yakumu/yakuzaishikakuhosyougakukin.html>
- ・ 三重県薬剤師奨学金返還支援事業
<https://www.pref.mie.lg.jp/LIFE/HP/m0076100169.htm>
- ・ 宮城県薬学生修学資金貸与事業
<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/yakumu/syugakusikin.html>

＜先行事例＞

1：基金を使用した薬剤師修学資金貸与事業

○【募集要綱】（参考：山形県）

(1) 応募資格

貸与を希望される方は、次に掲げる条件のすべてを満たしていることが必要です。

①アからウまでのいずれかを満たすこと

ア 大学、大学院（以下「大学等」といいます。）を卒業又は修了し、薬剤師免許を取得していること

イ 大学等を卒業又は修了し、令和○年度に実施される薬剤師国家試験により薬剤師免許を取得する見込みであること

ウ 令和○年度に大学等を卒業又は修了する見込みで、当該年度に実施される薬剤師国家試験により薬剤師免許を取得する見込みであること

②新たに県内の病院に薬剤師として勤務する意思を有していること

③大学等在学中に奨学金*の貸与を受けており、返還残額があること

※ 対象となる奨学金

- ・ 独立行政法人日本学生支援機構第一種奨学金又は第二種奨学金
- ・ その他の貸与型奨学金のうち、返還免除条件がない又は貸与者が返還免除条件を満たす見込みがないと認められるものであって、知事が適当と認める奨学金

④奨学金返還が開始している場合、返還の滞納がないこと

⑤申込時点において○○県内において薬剤師として勤務していないこと

(2) 貸与額

貸与を受ける年度ごとに、返還する奨学金の額に相当する額（ただし、当該年度において県内の病院に勤務した月数×○○万円を上限とします。）

（例）令和6年4月から県内病院に勤務し、令和6年度中に奨学金を70万円返還した場合、返還額70万円が上限額である月5万円×勤務月数12月＝60万円を上回るため、貸与額は60万円となります。

(3) 貸与期間

令和6年4月から、大学等在学中に奨学金の貸与を受けていた期間に相当する期間に達するまで（ただし、最大6年間とします。）

（例1）大学1～6年の6年間奨学金の貸与を受けていた方では、最大6年間貸与を受けることができます。令和6年4月から勤務した場合、令和12年3月まで貸与を受けることができます。

（例2）大学5、6年の2年間奨学金の貸与を受けていた方では、最大2年間貸与を受けることができます。

（例3）大学1～6年、大学院2年の計8年間奨学金の貸与を受けていた方では、最大6年間貸与を受けることができます。

(4) 募集人数

〇〇人（薬剤師不足の状況によって毎年何人にするか、自治体と相談して決定する。）

(5) 提出書類

- ①〇〇県病院薬剤師奨学金返還支援金貸与予定者申請書（別記様式）
- ②履歴書（提出日 6 ヶ月以内に撮影した本人の写真（縦 4 c m × 横 3 c m、上半身・脱帽・正面向き）を貼付してください。）
- ③奨学金貸与証明書又はこれに準じる書類
- ④大学等における学業成績を証明する書類
- ⑤在学証明書又は卒業証明書（薬剤師免許未取得者のみ）
- ⑥薬剤師免許の写し（薬剤師免許取得者のみ）
- ⑦作文

題名：薬剤師として〇〇県内の病院に勤務することを希望する理由と将来目指す薬剤師像

字数：400字以内

※申請者が指定様式に自筆で記入すること。

※作文が提出されない場合、他の提出書類が全て揃っていても申請を受理しません。

(6) 募集期間及び提出先

①募集期間

令和〇年〇月〇〇日（〇）から令和〇年〇月〇〇日（〇）

②提出先

〒××-×××× 〇〇市〇〇町〇〇〇〇

〇〇〇〇部〇〇〇〇課〇〇〇〇担当

T E L ××××-××××-××××（直通）

※原則、郵送により提出してください。

※郵送の場合は、令和〇年〇月〇〇日（〇）の消印まで有効。（やむを得ず、直接持参する場合は、事前にご連絡ください。募集期間内（土日祝日を除く）の9:00～16:30 まで受付します。）

※封筒の前面に朱書きで「〇〇県病院薬剤師奨学金返還金貸与予定者申請書在中」と記載してください。

※大学等での取りまとめは予定しておりませんので、応募される方は、提出先まで直接提出して下さい。

(7) 選考

奨学金の返還額や学業成績、県内の病院に就業する意欲等、提出書類の内容及び面接等の結果を総合的に勘案し、貸与予定者を決定します。

(8) 貸与予定者の決定及び返還支援金の貸与時期

(7) の選考結果は、貸与予定者として決定されたか否かにかかわらず、令和〇年〇月末までに申請のあった方全員に通知します。

貸与予定者として決定された方へ返還支援金貸与者決定申請書等関係書類を送付します。県内の病院への勤務開始後、貸与者決定申請書を提出し、貸与者として正式に決定を受けなければ、返還支援金の貸与を受けることはできません。

なお、貸与者決定申請の際は、連帯保証人 2 名が必要です。うち 1 名は原則として申請者の父母、親権者又は後見人とし、もう 1 名は申請者と家計を別にする方（申請者とは異なる収入源により生活を営んでいる方）とする必要があります。同一世帯から 2 名を連帯保証人とすることはできません。

また、返還支援金の第 1 回目の貸与は、令和〇年〇月に行う予定です。

(9) 返還

①返還債務の発生

貸与期間が終了した場合や以下の事由により貸与を打ち切られた場合、貸与した返還 支援金及び利息の額を全額返還しなければなりません。

＜貸与が打ち切りとなる事由＞

- ・貸与者の責に帰する事由により、勤務する県内の病院から免職の処分を受けたとき
- ・自己都合により、県内の病院において薬剤師の業務を行うことができないとき
- ・奨学金の返還を滞納したとき
- ・偽りその他不正の手段により返還支援金の貸与を受けたとき
- ・返還支援金の貸与を辞退したとき
- ・その他貸与者が返還支援金の貸与の目的を達成する見込みが無くなったと認められるとき

②返還債務の額

貸与金額総額に、貸与期間中に発生する利息（年利10%）を合計した額

③返還期限

返還事由が生じてから、6ヶ月間以内

(10) 返還の猶予及び免除について

①返還の猶予

貸与期間終了後に、次の事由に該当している場合、その間の返還支援金の返還は猶予されます。

- ・返還支援金の貸与期間終了後、引き続き薬剤師として県内の病院その他知事が認める施設に勤務しているとき

(例) 県外の医療機関で専門薬剤師資格取得のための研修を受けている場合や公立病院に勤務した後、人事異動により保健所などに行政薬剤師として勤務している場合

- ・災害、疾病その他やむを得ない事由により返還支援金を返還することが困難であると認めたとき

(例) 職務に起因する心身の故障のため病院に勤務していないとき

②返還の免除

貸与者が返還支援金の貸与を受けた期間に2分の3を乗じて得た期間、引き続き県内の病院で薬剤師の業務に従事したときは、貸与した返還支援金の返還が免除されます。

(11) その他

①貸与予定者の辞退及び決定取り消しについて

貸与予定者として決定された後に、県内の病院以外への就職が決定した場合等

- (1) の応募資格を満たさないと認められるときは速やかに辞退届を提出してください。

また、辞退届の提出がない場合であって、(1) の応募資格を満たさないことが明らかになったときは、貸与予定者の決定を取り消します。

②提出書類の返還について

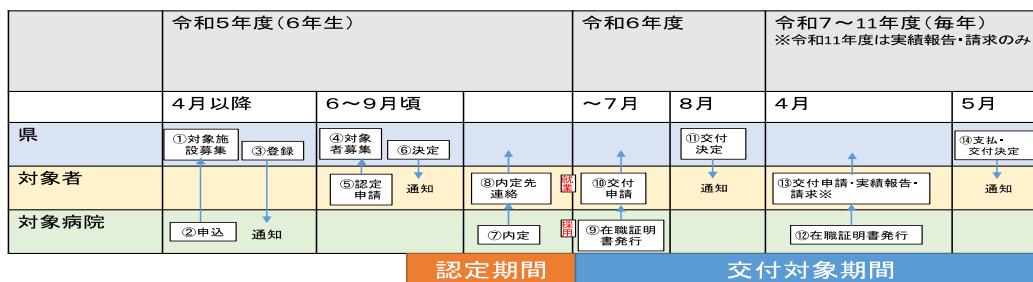
本要項に基づき県に提出された書類については、原則として返還しません。

③注意事項

本事業に関する法令や予算が成立しなかったとき又は成立した内容により、事業の内容が変更され、又は実施が中止される場合があります。

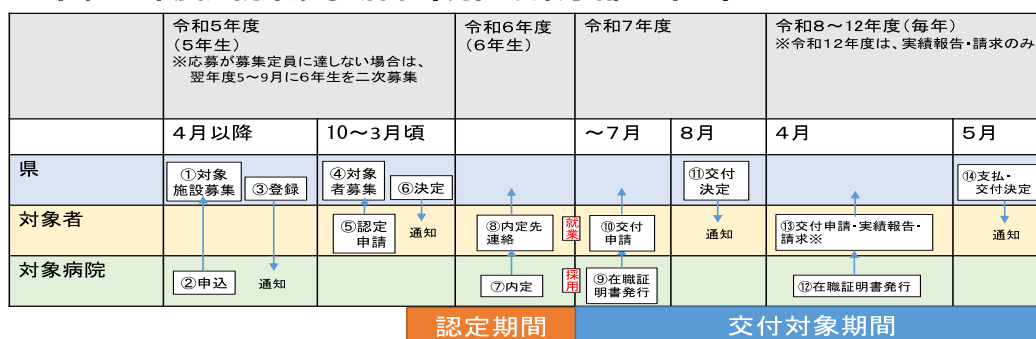
○【対象者及び対象病院の手続き（参考：山口県）

● 令和6年度に就業する場合（薬学部6年生）



- **認定期間**・・・対象者の認定を受けてから就職するまでの間。
現在の6年生の場合、最長で令和7年6月まで。
- **交付対象期間**・・・就職後、交付対象となる期間で最長5年間。
ただし、産休・育休等で奨学金返還が猶予された場合は、延長可能

● 令和7年度に就業する場合（現在の薬学部5年生）



- **認定期間**・・・対象者の認定を受けてから就職するまでの間。
現在の5年生の場合、最長で令和8年6月まで。
- **交付対象期間**・・・就職後、交付対象となる期間で最長5年間。
ただし、産休・育休等で奨学金返還が猶予された場合は、延長可能

○ 【研修対象病院の例（参考：山口県）

- ①高度急性期機能、急性期機能と区分された病床を有する病院
- ②医療法第31条に規定する公的医療機関
- ③独立行政法人国立病院機構が開設した病院
- ④独立行政法人労働者健康福祉機構が開設した病院
- ⑤独立行政法人地域医療機能推進機構が開設した病院
- ⑥国立大学法人が開設した病院
- ⑦医療法第4条第1項に規定する地域医療支援病院

○【貸与までの流れ】（参考：山形県）



- (1) 貸与予定者申請（令和5年4～6月）
- (2) 面接（応募状況により実施）
- (3) 貸与予定者決定（令和5年8月頃）
審査の上、貸与予定者を決定し、通知します。
- (4) 薬剤師国家試験の受験～大学等の卒業～県内の病院での勤務開始
- (5) 貸与者申請（就職後）
貸与予定者の方に事前に返還支援金貸与者決定申請書等関係書類を送付します（2月頃）ので、県内の病院に就職後、貸与を受ける場合は所定の申請書等を提出してください。
- (6) 貸与者決定（令和6年5月頃）
審査の上、貸与者を決定し、通知します。併せて、返還支援金貸与申請書等関係書類を送付します。
- (7) 奨学金の返還開始（日本学生支援機構奨学金の場合：令和6年10月）
- (8) 返還支援金貸与申請（令和6年11月）
返還支援金貸与申請書を提出してください。
- (9) 貸与決定（令和6年12月頃）
審査の上、貸与額を決定し、通知します。併せて、就業実績報告書を送付します。
- (10) 貸与（令和7年1月）
決定した返還支援金額を指定の口座に振り込みます。
- (11) 就業実績報告（令和7年4月）
就業実績報告書及び前年度の奨学金返還額を報告してください。
- (12) 返還支援金の免除申請又は返還支援金の返還
ア 県内の病院での勤務期間 が貸与年数の1.5倍に達した場合、返還免除申請をしてください。審査の上、返還支援金の返還を免除します。
イ 9(1)に掲げる理由により返還支援金の返還債務が生じた場合は、所定の手続に従い、貸与を受けた返還支援金を返還してください。

○【Q&A】（参考：山口県）

Q & A

Q 毎年度、登録申込をする必要がありますか。

- 一度、対象施設の登録を受けた場合、再度申し込む必要はありません。
- ただし、登録事項の変更や登録を辞退されるときは、速やかに県に届出をお願いします。

Q 登録した場合、必ず採用募集をしなければならないのでしょうか。

- 対象施設に登録した場合であっても、必ずしも当該年度に募集を行う必要はありません。
- 対象者から問い合わせがあったとき、募集状況を伝えてください。

Q 登録はいつまでに申し込みが良いですか？

- 随時申込は可能です。

Q 県外にある事業者も対象施設になることはできますか？

- 法人所在地が県外にあっても、県内で病院や薬局を開業していれば対象施設になることができます。

Q 採用が内定後の薬学生に、本事業の申請を提出させても良いのでしょうか？

- 提出は可能です。学年ごとに募集時期がありますので、注意して提出してください。
なお、募集人数より申請者数が多い場合は抽選となりますので、ご注意ください。

Q 対象者の就業後、何か事業者が行わなければならないことはありますか？

- 対象者に対して、就業後、毎年在職証明書を発行願います。
- また、対象企業の登録内容の変更等がありましたら、ご連絡ください。

Q 採用した対象者を県外勤務とした場合、補助金は交付されますか？

- 県外勤務となった場合は、対象者の補助金の交付は打ち切りになります。

Q 対象病院での雇用形態はパートや嘱託職員でも対象になりますか？

- 対象になりません。正規職員のみが対象となります。ただし、特殊な雇用形態の場合は、個別に御相談ください。

Q 申込書等に押印は必要ですか？

- 押印は不要です。

Q 既に自院に研修プログラムがあるのですが、県で策定するプログラムを実施する必要がありますか？

- プログラムについては、県が策定するプログラムと同等の内容と県が認めた場合、自院の研修プログラムを使用して構いません。

2. 基金以外の公的資金を活用するもの

○【募集要綱】（参考：鳥取県）

令和4年度 鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金 支給認定対象者募集要項

鳥取県では、県内の製造業、情報通信業、薬剤師の職域、建設業、建設コンサルタント業、旅館・ホテル業、保育士・幼稚園教諭の職域、農業、林業、漁業及び農林水産業協同組合に就職又は就業する予定の大学院生、大学生、高専生、短大生、専門学校生及び大学等既卒者（35歳未満で、無職又は有期雇用の状態であるか、若しくは県外に居住し労働している者）の方を対象に、貸与を受けている奨学金の返還額の一部を助成する制度の支給認定対象者を募集します。

（注）対象業種に就職又は就業する前に、認定を受けないと奨学金返還の助成が受けられません！

1 募集対象者

次の各号のいずれにも該当する方を募集対象者とします。

- 一 次のアからウの奨学金の貸与を受けており、将来返還の予定であるか又は返還中の者であること。（複数の奨学金貸与を受けている場合も可能です。）
 - ア （独）日本学生支援機構の無利子奨学金及び有利子奨学金
 - イ 鳥取県育英奨学資金
 - ウ 上記ア、イの要件に準じた奨学金（※詳しくは、お問合せください。）

二 応募の時点で、次に掲げるいずれかの者であること。

ア 学生の場合

次の大学等に在学中であること

- ・大学（短期大学（専攻科を含む。）を含む。） ・大学院（修士課程）
- ・高等専門学校（ただし4年生以上で専攻科を含む。） ・専門学校（専修学校専門課程）
- ・職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発短期大学校

※ただし、6年制の大学は薬学部及び獣医学部に在籍する学生に限ります。

イ 既卒者の場合

上記の大学等を卒業している35歳未満の者で、無職又は有期雇用の状態であるか、若しくは県外に居住し労働する者（対象業種か否かを問わず、県内の事業所に正規雇用で就職又は就業したことがある者は除く。）

三 鳥取県内の次の対象業種への就職又は就業を希望する者であること。

- ア 製造業
- イ 情報通信業（情報サービス業、インターネット付随サービス業）
- ウ 薬剤師の職域
- エ 建設業、建設コンサルタント業
- オ 旅館・ホテル業
- カ 民間の保育士・幼稚園教諭の職域
- キ 農業、林業及び漁業（認定を受けている法人等）並びに農林水産業協同組合（農業協同組合、森林組合、漁業協同組合）

四 鳥取県内に定住することを希望する者であること。

2 募集人員 180名

3 募集期間

令和4年4月1日（金）から令和5年3月31日（金）

※郵便の場合は、3月31日（金）当日消印有効

※募集人員（180名）に達した場合は、期間に関わらず締切とさせていただきます。

4 助成の内容

次のとおり、貸与を受けている奨学金に応じて返還額を助成します。

区 分	助成金額	助成金額の上限
無利子奨学金	貸与を受けている奨学金の返還総額（既卒者の場合は返還残額）の1/2	当該奨学金の貸与を受けた月数×3万円 ＜区分別最大額＞ ・大学院、薬学部（6年間）216万円 ・大学（4年間）144万円 ・高专、短大、専門（2年間）72万円
有利子奨学金	貸与を受けている奨学金の利子を除く返還総額（既卒者の場合は利子を除く返還残額）の1/4	当該奨学金の貸与を受けた月数×1.5万円 ＜区分別最大額＞ ・大学院、薬学部（6年間）108万円 ・大学（4年間）72万円 ・高专、短大、専門（2年間）36万円

○無利子、有利子の両方の奨学金の貸与を受けている場合は、上記の無利子奨学金が優先されます。無利子奨学金の助成金額が助成金額の上限に達しないときは、有利子奨学金も一部助成対象となります。

○助成期間は、原則、鳥取県内の対象業種へ就職した日の属する年度から8年度間とします。

※減額返還等で、8年度間で各年度の支払金額の合計が交付決定額に達しない場合、助成期間を延長することがあります。（上限あり）

○返還総額又は返還残額は、この認定を受けた後、対象業種に就職又は就業し、助成金の交付申請を行った時点での金額となります。

5 認定の要件

○学生の場合、大学等を卒業後に鳥取県内の対象業種に正規雇用により就職又は就業し、助成期間にわたって勤務する見込みであること。なお、勤務場所は県内の事業所とし、県内に定住する見込みであること。

○既卒者の場合、認定後に鳥取県内の対象業種に正規雇用により就職又は就業し、助成期間にわたって勤務する見込みであること。（勤務場所、定住要件は学生と同様）

既に、県内の対象業種に正規雇用で就職又は就業している場合は対象となりません。

○既卒者で、県内企業に正規雇用で就職している者が対象業種に転職する場合は、対象となりません。（ただし、事業主都合により離職し、対象業種に転職する場合を除きます。）

6 応募の方法

次に掲げる書類を募集期間内（正規雇用で就職前）に郵送、持参、または電子申請により提出してください。

一 鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金支給対象者認定申請書（別添様式）

二 奨学金貸与証明書

※日本学生支援機構の貸与を受けている学生は、スカラネットの詳細情報の印刷でも可

三 履歴書（既卒者のみ）※様式は市販のもので構いません。（写真不要）

7 対象者の認定

書類審査により対象者を認定し、文書にて通知します。

なお、審査に際しては、電話等により記載内容の確認を行うとともに、必要に応じて追加書類の提出を求める場合があります。

8 認定を受けた後の手続きについて

◎認定を受けた後、就職してからの手続きは次のとおりです。

＜就職した年度＞

① 助成金の交付申請書提出(就職後)

② 審査・交付決定

※ 認定だけでは助成金は交付されませんので、留意してください。

＜奨学金の助成期間(1年度目～7年度目、毎年度ごと)＞

③ 助成期間中の状況報告(返還年度の翌年度)

④ 助成金の支払

※ 在職証明、住民票の添付が必要です。

※ 助成期間中に認定内容に変更が生じたときは、その都度変更手続きを行ってください。

＜助成最終年度(原則8年度目)＞

⑤ 助成金の実績報告書(最終年度の翌年度)

⑥ 助成金額の確定

◎助成期間中に離職や転居した場合の取扱い、次のとおりです。

◇助成期間中に県外事務所へ転勤となった場合、通算して3年以内の間は助成対象となります。

3年を超えると助成が受けられません。

◇助成期間中に離職又は県外へ転居した場合の助成内容は、次のとおりです。

なお、県外転勤に伴う転居の場合は、通算3年以内であれば助成対象となります。

勤務期間	助成内容
4年未満	助成はありません。支給された助成金は返還となります。 (ただし、離職後1年以内に対象業種に就職した場合を除く。 以下同様)
4年以上6年未満	4年間分を助成します。
6年以上8年未満	6年間分を助成します。
8年以上(助成期間が延長されている場合のみ)	既に支払った助成金額を助成します。

9 その他注意点

この助成制度においては、認定の決定、交付決定、原則8年間にわたる助成期間において、奨学金を返還中又は奨学金の返還残高があることが条件の一つになっていますので、全額繰上げ返還等で、返還を終了されてしまうと、助成を受けることが出来ない制度となっております。ご注意ください。

10 応募先・問い合わせ先

鳥取県交流人口拡大本部ふるさと人口政策課

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地

電話 0857-26-7648 ファクシミリ 0857-26-8196

電子メール jinkouseisaku@pref.tottori.lg.jp

※ 助成金制度の詳細、指定様式等はホームページに掲載しています。

URL : <http://www.pref.tottori.lg.jp/251627.htm>

- 【パンフレット等】
・【参考：鳥取県】

薬剤師

鳥取県中山間地域医療 人材確保事業のお知らせ

地域病院・基幹病院に勤務する薬剤師対象

(※) 若美病院・智頭病院・三朝温泉病院・西伯病院・日野病院・日南病院

奨学金返還助成
最大 **240万円**

※プログラム満了者
(詳しくは裏面をご覧ください)

専門資格取得が
目指せます！

鳥取県内において薬剤師が不足している中山間地域の病院における薬剤師確保と薬剤師自身のキャリアアップ(能力の開発・向上)を両立することのできる奨学金返還助成制度を始めました。中山間地域の病院に採用された薬剤師が、地域病院での勤務と基幹病院(鳥取大学医学部附属病院)での実務研修受講等をバランスよく両立できるプログラムにそって勤務し、プログラム満了者には最大240万円の奨学金返還助成を行う制度です。

申し込み・問合せ窓口
鳥取県 福祉保健部 健康医療局 医療・保険課
〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220
TEL:0857-26-7203 FAX:0857-26-8168
e-mail:iryuu-hoken@pref.tottori.lg.jp

HP

◆事業全体のイメージ図

※1-地域病院の勤務日数は、基幹病院での研修(勤務)日数以上であること。

基幹病院
(鳥取大学医学部附属病院)

① 研修
② 奨学金返還助成

育成プログラム
本人の希望を考慮し、地域病院・基幹病院でプログラム内容を決定
■育成プログラムの条件
・期間は6年間
・将来的に、認定薬剤師等の資格②を取得できる研修内容であることなど

地域病院
(対象病院)
・若美病院
・三朝温泉病院
・西伯病院
・日野病院
・智頭病院
・日南病院

③ 勤務
④ 奨学金返還助成

※2 この事業の「研修プログラム」で、将来的に取得を目指すことができる資格

- がん薬物療法認定薬剤師
- がん薬物療法認定薬剤師
- 緩和医療専門薬剤師
- 緩和医療専門薬剤師
- 日本臨床薬理学会
- 心不全療養指導士

■ 対象となる奨学金

ア 日本学生支援機構の奨学金
イ 鳥取県育英奨学金
ウ その他別に定める奨学金
(例: 県内市町村の奨学金、薬科大学独自の奨学金 など)

■ 助成対象となる奨学金の期間

4ヶ年度分
■ 助成額
上限240万円
(4ヶ年度分の奨学金貸与額)
※他の奨学金助成制度との併給調整あり。

Q&A

Q 登録薬剤師とは？
A 地域病院又は基幹病院に所属する薬剤師であって、事業の対象となる薬剤師として、県の登録を受けた薬剤師を指します。

Q この事業による「育成プログラム」を履修することで、専門・認定資格が取得できるのですか？
A 「育成プログラム」は、将来的に専門・認定資格の取得を目指す内容とすることとしていますが、各種専門・認定資格の取得にはそれぞれの資格認定団体が設けた条件を満たす必要がありますので、プログラムを満了したからといって必ずしも専門・認定資格が取得できるわけではありません。

Q 奨学金の返還助成の要件は？いつ支給されるのですか？
A 「育成プログラム」を満了した「登録薬剤師」に対して、助成金交付要綱に従い交付申請をした後に、一括して奨学金返還助成金を交付します。
※助成金を分割して交付することはできません。

Q 奨学金返還助成を受けるためには、専門・認定資格を取得することが必要ですか？
A 専門・認定資格の取得は奨学金返還助成の要件ではありません。

Q 「鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金」も受給するつもりで支給対象者の登録をしているが、この事業による奨学金と一緒に受け取れることは可能ですか？
A 「鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金」と一緒に受給することは可能です。ただし、この事業による支給額は、未来人材育成奨学金と併せて上限240万円としています。
具体的な支給額がいくらかになるのか、併給調整がどのようになるのかお知りになりたい場合は、県庁医療・保険課にお問い合わせください。

Q 「育成プログラム」を履修中に、地域病院を離れて基幹病院に勤務する際の経費はどうなりますか？
A 地域病院の登録薬剤師が、基幹病院での研修を受ける経費(研修費、旅費、宿泊費、給与等)は、派遣元である地域病院が負担することになります。なお、県から各病院に対してこれらの費用を補助することはありません。

Q 「育成プログラム」を満了した後は、何か義務は生じますか？
A 「育成プログラム」を満了した薬剤師は、事業効果を把握するため、その後、県の求めに応じて就業状況を報告しなければなりません。

申し込み
問合せ窓口

鳥取県 福祉保健部 健康医療局 医療・保険課
〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220
TEL:0857-26-7203 FAX:0857-26-8168
e-mail:iryuu-hoken@pref.tottori.lg.jp

詳しくはとりネットホームページをご覧ください。

鳥取県医療・保険課

HP

対象業種を
全業種に拡充しました！

鳥取県は県内に就職される学生・卒業生の皆さんの

奨学金の返還を助成します！

最大 **216** 万円

**認定
対象者**

鳥取県内企業への就職を視野に入れる
・大学(大学院)、短大・専門学校、高専(4年生以上)の方
・既卒者(35歳未満)の方

**対象
就職先
(業種)**

【特定業種】
製造業、IT企業、薬剤師の職域、建設業、
建設コンサルタント業、旅館ホテル業、
民間の保育士・幼稚園教諭の職域、農林水産業、
理容師・美容師の職域、歯科技工士の職域、
獣医師の職域、自動車整備士の職域、自動車小売業、
私立の中学校・高校の教員の職域
※ 獣医師の職域、自動車整備士の職域、自動車小売業、私立の中学校・高校の教員の職域については、
令和8年4月以降の就職者が対象です。

【一般業種】
特定業種以外の業種(公務員を除く)
※ 令和8年4月以降の就職者が対象です。

助成金額

業種	助成率		助成額(最大)	
	無利子	有利子	無利子	有利子
特定業種	1/2	1/4	216万円	108万円
一般業種	1/4	1/8	108万円	54万円

申請の流れ

奨学金貸与決定 → 認定申請(在学中) → 鳥取県で就職 → 交付申請 交付決定 → 助成

スマートフォン
1つで
申請可能！

認定後、実際に県内就職しなくてもペナルティなし！
※ 奨学金の貸与証明書があれば認定申請が可能です
※ 認定を受けずに県内就職した場合は制度対象外です

制度概要や申請はこちら
⇒ <https://www.pref.tottori.lg.jp/251627.htm>

【申請・問い合わせ先】
鳥取県政策統轄総局 政策統轄課 TEL (0857)26-7648 メール: seisaku-toukatsu@pref.tottori.lg.jp

【とりふるアプリ】鳥取県内の「就活」「企業」「イベント」「観光」情報はこちら ⇒

・【参考：島根県】

2025年度
島根県薬剤師奨学金返還助成事業
募集開始のお知らせ

薬学生・薬剤師の皆さま
しまねで働こう！

最大 **288** 万円 助成 します！

島根県内で **新たに** 薬剤師として働く方に、
奨学金の返還を助成します。

募集期間 2025年 **4月1日 ▶ 12月26日**
※ 就職内定前の申請が必要です。

詳細は裏面、県 HP をご確認ください。



島 根 県

対象者	島根県内の登録を受けた医療機関・薬局に就業を希望する「薬学部」の在学学生・卒業生、または「薬剤師」で、次のすべてに該当する方 ① 島根県内で、継続して就業する見込みである方 ② 在学期間中に奨学金を借り入れ、返還予定の方、または返還中の方 ③ 薬剤師免許を有する方、または取得見込みの方 ※「在学学生」 2026年3月、または2027年3月に卒業見込みの方 ※「薬剤師」 申請時点で島根県内の医療機関・薬局で就業していない方	
募集期間	2025年4月1日～12月26日まで ※郵送の場合は、消印有効	
募集定員	10名 ※定員を超える応募があった場合は選考を行います。	
応募方法	次の書類を郵送、または持参により提出してください。 ①申請書 ②履歴書 ③奨学金貸与証明書 ④在学学生は在学証明書、卒業生は卒業証書の写し、または卒業証明書、薬剤師は薬剤師免許証の写し ※様式は県HPからダウンロードしてください。	
対象奨学金	島根県育英会奨学金、日本学生支援機構奨学金 など	
助成内容	助成額：月額上限 2万円 、助成期間：最長 12年間 （最大 288万円 ）	
申請先・問い合わせ先	島根県健康福祉部 薬事衛生課 薬事係 〒690-8501 島根県松江市殿町1 ◆TEL：0852-22-6529 ◆FAX：0852-22-6041 ◆E-mail：yakuzaishi@pref.shimane.lg.jp	

よくある質問 ※県HPに掲載しています。

Q 県外出身者ですが、対象者になりますか？
 A 出身地は関係ありません。

Q 助成対象認定を受けた場合、必ず県内の登録を受けた医療機関・薬局に就職しなければいけませんか？
 A 認定を受けた場合でも、就職活動に一切制限は無く、自由に就職先を決められます。ただし、島根県内の登録を受けた医療機関・薬局以外に就職した場合は、認定は取り消しとなります。

人口減少に打ち勝ち、笑顔で暮らせる島根をつくる



SHIMANE SOUSEI 2nd

プレスリリース 令和7年8月12日(火)



島根県健康福祉部薬事衛生課
 担当者 河村
 TEL 0852-22-6529
 Email yakuzaishi@pref.shimane.lg.jp

誰か、誰か、
 たからもの。

島根で働く薬剤師確保に向けて 神戸薬科大学と連携協定を締結します！

この度、神戸薬科大学（兵庫県）と連携協定を締結し、学生の本県への就職支援、本県高校生の大学見学・就学の支援などに連携して取り組むことになりましたので、下記の通り、同校の北川学長に来県いただき、知事と協定の締結を行います。

薬剤師確保を目的とした大学との連携協定は、この度が初めてとなります。

記

- 1 日時： 令和7年8月20日（水）16:00～16:15
- 2 場所： 島根県庁301会議室
- 3 内容
 - (1) 協定趣旨の説明
 - (2) 協定書サイン
 - (3) 知事挨拶
 - (4) 学長あいさつ
 - (5) 写真撮影

島根創生計画[第2期]	V 健やかな暮らしを支える 1 保健・医療・介護の充実 (2)医療の確保(P64)
-------------	---

【県HP】
 （島根創生を進めるための新規・拡充施策（令和7年度版））
<https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/seisaku/zaisei/yosanr7/r7gaiyou.data/shinkikakujuR7.pdf>
 （島根創生計画[第2期]）
<https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/seisaku/keikaku/shimanesousei/index.data/souseikeikaku2nd.pdf>



- ・【参考：福井県】

奨学金を利用している
薬学生 薬剤師の皆様へ

奨学金の返還を

最大 480 万円
(年間最大 80 万円) ※要件等により支援（貸与）額は異なります。

今なら福井県が支援します。



対象となる方 1
薬学生 6 年生等※¹

- ・今年度の薬剤師国家試験を受験する薬学生、既卒生
- ・奨学金※²を借りている

対象となる方 2
県外で勤務する薬剤師の方

- ・**県外で働いている** 薬剤師
- ・**1ターンUターン**を考えている
- ・奨学金※²の貸与を受け、返還中である

福井県内の病院※³で令和 7 年度もしくは令和 8 年度から薬剤師として勤務する方が対象

※¹ 大学院生を含みます。詳細はホームページをご確認ください。

※² 独立行政法人日本学生支援機構第一種奨学金、第二種奨学金または福井県奨学育英基金の奨学金

※³ 本事業の対象となる病院
 坂井市立三国病院 国立病院機構あわら病院 公立丹南病院 越前町国保織田病院
 国立病院機構敦賀医療センター 市立敦賀病院 レイクヒルズ美方病院 杉田玄白記念公立小浜病院
 独立行政法人地域医療機能推進機構福井勝山総合病院 独立行政法人地域医療機能推進機構若狭高浜病院

書類受付
令和 7 年 5 月 1 日～
令和 7 年 6 月 30 日

審査
令和 7 年 7 月 1 日～
令和 7 年 8 月 31 日

貸与者決定
貸与した返還資金は、一定期間勤務するなど条件を満たすことで**返還免除**となります。
詳細はHPをご確認ください

詳細はHPをご確認ください。





福井県健康福祉部健康医療局医薬食品・衛生課業務グループ
 〒910-8580 福井県福井市大手 3 丁目 1 7-1
 TEL : 0776-20-0347/MAIL : iyakushokuei@pref.fukui.lg.jp



福井県

薬学部
4, 5, 6 年生の皆様へ

5, 6 年次の修学資金を

最大 160 万円
(6 か月あたり 4.0 万円。最長 2 年間)

今なら福井県が支援します。



対象となる方

薬学部に通う 4, 5, 6 年生で
将来福井県内の病院※で薬剤師として勤務しようとする方

親の収入など、経済状況の審査は一切なし！

※ 本事業の対象となる病院（指定医療機関）
 坂井市立三国病院 国立病院機構あわら病院 公立丹南病院 越前町国保織田病院
 国立病院機構敦賀医療センター 市立敦賀病院 レイクヒルズ美方病院 杉田玄白記念公立小浜病院
 独立行政法人地域医療機能推進機構福井勝山総合病院 独立行政法人地域医療機能推進機構若狭高浜病院

書類受付
令和 7 年 5 月 1 日～
令和 7 年 6 月 30 日

審査
令和 7 年 7 月 1 日～
令和 7 年 8 月 31 日

貸与者決定
貸与した修学資金は、指定医療機関に一定期間勤務するなど条件を満たすことで**返還免除**となります。
詳細はHPをご確認ください

詳細はHPをご確認ください。





福井県健康福祉部健康医療局医薬食品・衛生課業務グループ
 〒910-8580 福井県福井市大手 3 丁目 1 7-1
 TEL : 0776-20-0347/MAIL : iyakushokuei@pref.fukui.lg.jp



福井県

- ・【参考：三重県】

令和7年度三重県薬剤師 奨学金返還支援事業

候補者募集

助成候補者
三重県内の対象病院に薬剤師として就業することを希望する者のうち、以下のいずれかに当てはまる者(令和7年4月時点)

- 令和7年度卒業予定の薬学部6年生
- 令和8年度卒業予定の薬学部5年生

対象病院
人材育成プログラムに基づく研修を助成対象者に実施する病院として三重県が認定する病院

 ←県HPから確認いただけます

助成額
最大
120万円
(年最大40万円)

助成対象期間
**就職後
3年間**

助成対象経費
薬学部5～6年次
貸与を受けた
奨学金の返還分

募集期間(予定) 6年生(R7年度卒)令和7年7月～10月
5年生(R8年度卒)令和8年2月～5月

事業詳細はこちらから 






三重県医療保健部
薬務課薬事班

電話 059-224-2330
Mail yakumus@pref.mie.lg.jp

- ・【参考：蒲郡市】

蒲郡市民病院に入職する薬剤師の方へ

奨学金返済支援金貸与制度

奨学金の返済義務があり常勤薬剤師として当院に就業する方に対して、月額最大5万円(年額最大60万円)を奨学金返済支援金として貸与します

- ▼対象となる方
令和5年4月1日以降に採用された薬剤師で、日本学生支援機構の奨学金のほか市長が適当と認める奨学金の返済義務を負うもので、かつ延滞していない方
- ▼貸与期間
奨学金返済支援金の貸与期間は以下のいずれかの早い月まで
 - 1 対象奨学金の返済が終了する日
 - 2 返済支援金の貸与の総額が420万円に達する日が属する月
 - 3 初めて返済支援金の貸与を受ける日の属する月から7年を経過した月後の最初の3月
- ▼返還免除
貸与対象期間に相当する期間、継続して病院で薬剤師の業務に従事したときは返還が全額免除となります
- ▼返還
奨学金返済支援金の貸与期間終了前に退職等した場合は、貸与した貸付金を1ヵ月以内に全額返済するものとする



蒲郡市民病院 管理課 ☎0533-66-2200 (代表)
〒443-8501 愛知県蒲郡市平田町向田1番地1

第17号議案

蒲郡市民病院薬剤師奨学金返済支援金貸与条例の制定について

蒲郡市民病院薬剤師奨学金返済支援金貸与条例を、次のように制定するものとする。

令和5年2月27日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明

蒲郡市民病院薬剤師奨学金返済支援金貸与条例

別紙のとおり

提案理由

薬剤師の継続的かつ安定的な確保を図るため提案する。

・【参考：気仙沼市】

気仙沼市病院事業 奨学金返還支援補助事業

気仙沼市では、市病院事業における医療人材の確保・定着促進施策の一環として、気仙沼市立病院又は気仙沼市立本吉病院に勤務する「薬剤師」「助産師」「看護師」「理学療法士」「作業療法士」又は「言語聴覚士」として勤務する方が返還する奨学金の一部を予算の範囲内において補助します。

◆補助内容

薬剤師：最大 480万円（60万円×8年間）

助産師：最大 120万円（20万円×6年間）

看護師：最大 100万円（20万円×5年間）

理学療法士：最大 100万円（20万円×5年間）

作業療法士：最大 100万円（20万円×5年間）

言語聴覚士：最大 100万円（20万円×5年間）

○補助金額 申請年度内に返還した奨学金の額
※採用時期の都合により、申請年度における業務従事期間が1年に満たない場合は、その期間に応じた額となります。

○補助期間 薬剤師：8年間
助産師：6年間
看護師：5年間
理学療法士：5年間
作業療法士：5年間
言語聴覚士：5年間
※補助金交付決定の時期が年度の中途の場合には、補助金交付決定通知において定める月からそれぞれ薬剤師96月間、助産師72月間、看護師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士60月間となります。

○対象職種・人数 予算の範囲内で決定します。

◆補助対象者

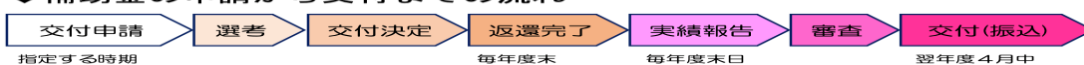
次の要件の全てを満たす方

- ① 自分名義で借り受けた奨学金を利用して薬剤師、助産師又は看護師の免許を取得し、かつ、当該奨学金を月賦、半年賦又は年賦により自ら返還している方又は補助金交付申請年度内に返還しようとする方
- ② 補助金交付申請日において、気仙沼市立病院又は気仙沼市立本吉病院の薬剤師として業務に従事している方（令和2年度以後に実施する任期の定めのない職員の競争試験又は選考により採用された方に限ります。）
- ③ 奨学金の返還に滞納のない方
- ④ 市税に滞納がない方
- ⑤ 暴力団員等でない方
- ⑥ 他の奨学金返還支援制度を利用していない方

◆対象となる奨学金

- ① 独立行政法人日本学生支援機構奨学金
- ② 気仙沼市奨学金
- ③ 気仙沼育英会奨学金
- ④ その他市長が認める奨学金（お問い合わせください。）

◆補助金の申請から交付までの流れ



◆申請受付期間

4月1日から4月30日まで

◆申請方法

採用後、申請書類を下記申請先に持参して提出してください。
※ 交付申請書は、気仙沼市立病院ホームページからダウンロードできます。

◆申請先・お問合せ先

気仙沼市病院事業局 経営管理部総務課 総務係
〒988-0181 気仙沼市赤岩杉ノ沢8番地2
電話：0226-22-7100

○【通知等】

医政地発0928第1号
令和3年9月28日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長
（ 公 印 省 略 ）

地域医療介護総合確保基金（医療分）に係る標準事業例の取扱いについて

標記につきましては、「地域医療介護総合確保基金（医療分）に係る標準事業例及び標準単価の設定について」（平成29年1月27日医政地発0127第1号）をもって通知したところです。また、今般、総務省による「令和4年度の地方財政措置についての各府省への申入れ」（令和3年7月7日）において、「医療・介護サービスの提供体制改革のための地域医療介護総合確保基金については、地方公共団体が地域の実情に応じ必要な事業を円滑に実施できるよう、引き続き、所要の財源を確保するとともに、基金本来の役割を十分果たせるような運用改善措置を講じられたいこと」とされているところです。

こうした状況を受け、各都道府県からご意見も踏まえつつ、基金の有効かつ効率的な活用を図るため事業区分Ⅰ－Ⅰ、Ⅱ及びⅣの事業内容の取扱いを別添のとおり整理しましたので、通知いたします。

なお、平成29年通知において示された標準事業例及びそれ以降に例示している事業例以外の事業についても、それぞれの事業区分の趣旨に沿った事業について、都道府県医療審議会や地域医療対策協議会等の関係者の意見を踏まえた上で、都道府県計画に計上して差し支えないことを申し添えます。

別 添

地域医療介護総合確保基金（医療分）の対象事業の取扱い

1. 事業区分Ⅰ—1について

（1）標準事業例「5. 病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備」

標準事業例5については、「地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業」を対象としています。以下に掲げる経費についても、当該事業に関連するものとして対象として差し支えありません。

① 複数医療機関により病床機能の再編等を進める際の医療機関の施設・設備整備費

複数医療機関により病床機能の再編等の取組を進める際、以下に示すような場合等であって、地域医療構想調整会議において合意が得られている場合においては病床機能の変更を伴わない病床についても、病床機能の分化・連携に向けた取組として当該病床機能の集約に必要な施設・設備の整備費に限り補助対象として差し支えありません。

○ 構想区域内で、複数医療機関が、同一のある病床機能を担っているケースにおいて、地域医療構想調整会議における合意に基づき、ある医療機関に当該病床機能を集約（病床機能の変更や病床数の減少を伴わない）するとともに、他の医療機関は別の病床機能に転換する場合。

※ ただし、補助対象となる医療機関は、実際に病床機能が集約される医療機関に限ること。また、再編等に伴い集約された医療機関は、病床機能の集約に関する内容を都道府県に対して明らかにすること。

（例）

- ・ 急性期機能を3病院で担っていた構想区域において、1つの基幹病院に急性期機能を集約、残りの2病院は別の病床機能に転換した場合、引き続き急性期機能を担う基幹病院に対する施設設備整備に関して補助を行う。

② 地域医療連携推進法人の立上げに係る経費

地域医療構想調整会議において合意が得られた複数医療機関が関わる病床機能の分化・連携に係る計画や方針（事業区分1－2（病床機能再編支援補助金）に係る単独病床機能再編計画や統合計画など）を踏まえ、病床機能の転換・病床数の減少・複数医療機関の再編について具体的取組を進めていくことを目的として地域医療連携推進法人を立ち上げる場合、立上げ時に必要となる費用として以下の経費（病床機能分化・連携に係る費用に限る）を補助対象として差し支えありません。

ただし、補助対象の期間は、地域医療連携推進法人設立前後の3年間を上限とします。

- ・会議費 ・説明会費 ・旅費 ・法人事務局経費（法人設立経費を含む）
- ・共同研修に係る経費 ・調査分析、事業計画策定、監査などの委託費
- ・職員の異動や派遣等に伴う経費

③ 開設者が異なる医療機関の再編時における現給保障に係る経費

地域医療構想調整会議における合意を得て、開設者の異なる医療機関が病床機能の分化・連携が行われる再編を実施する場合、当該再編に伴い、新たに雇用契約を締結する職員（再編を行う病院間の職員異動に限る）の現給保障に係る給与（法定福利費を除く）を補助対象として差し支えありません。

ただし、以下のとおり取り扱うこととします。

- ・現給保障の補助期間は、雇用契約締結後3年間を上限とする。
- ・現給保障の補助額は、1人あたり計600万円を上限とする。

（2）自治体病院の施設・整備における取扱い

自治体病院の施設・設備整備の費用に関し、地域医療介護総合確保基金の標準事業例「5. 病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備」と併せて、病院事業債が活用可能であり、その起債額の算出方法は次のとおりです。

- i 総事業費に対する地域医療介護総合確保基金における補助額を算出
- ii その他の補助金等収入の算出
- iii i及びiiを除いた自己負担額（補助裏）の算出
- iv iiiの補助裏について、病院事業債を充当

2. 事業区分Ⅱについて

事業区分Ⅱについては、「居宅等における医療の提供に関する事業」を対象としていますが、以下に掲げる経費についても、当該事業に関連するものとして対象として差し支えありません。

(1) 標準事業例「12. 訪問看護の促進、人材確保を図るための研修等の実施」

訪問看護ステーションに所属する看護師が円滑に特定行為を実施することができるよう、複数の医療機関等が連携して実施する手順書の作成・検証に係る会議費。

3. 事業区分Ⅳについて

事業区分Ⅳについては、「医療従事者等の確保・養成のための事業」を対象としていますが、以下に掲げる経費についても、当該事業に関連するものとして対象として差し支えありません。

(1) 標準事業例「25. 地域医療支援センターの運営（地域枠に係る修学資金の貸与事業、無料職業紹介事業、定年退職後の医師の活用事業を含む）」

大学医学部に一般枠で入学した学生のうち、卒業後にキャリア形成プログラムの適用を受けることについて同意した者を対象とした修学資金の貸与に係る経費。

(2) 標準事業例「36. 看護職員の資質の向上を図るための研修の実施」

標準事業例 36 については、「看護職員の資質の向上を図るための研修の実施」を対象としていますが、以下に掲げる経費についても、当該事業に関連するものとして対象として差し支えありません。

- ① 地域における看護師の特定行為研修修了者確保のため、受講者や受講者の所属する医療機関等に対して支援する受講に係る経費
- ② 指定研修機関における研修体制確保のため、指導者の派遣に係る経費

(3) 標準事業例「37. 看護職員の負担軽減に資する看護補助者の活用も含めた看護管理者の研修の実施」

看護補助者向けに実施する医療安全や感染対策、日常生活支援等に関する研修に係る経費。

- (4) 標準事業例「38. 離職防止を始めとする看護職員の確保対策の推進」
医療現場における職員間 や患者・家族等からのハラスメント対策における
マニュアルの作成や研修等に係る経費。
- (5) 標準事業例「48. 地域包括ケアの拠点となる病院・薬局における薬剤師の確保
支援」
地域における病院薬剤師の安定的な確保を目的として、都道府県が指定する
病院（薬剤師の偏在状況や充足状況等を踏まえ薬剤師が不足とされている地
域・医療機関に限る）へ期間を定めて薬剤師派遣を行うための経費。
- (6) 改正労働者派遣法施行令に基づくへき地の医療機関への医療従事者の派遣
に必要となる事前研修の費用
「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法
律施行令の一部を改正する政令の公布について」（令和3年3月2日医政発
0302 第14号、職発 0302 第5号、子発 0302 第1号、老発 0302 第6号、障発
0302 第1号厚生労働省医政局長、職業安定局長、老健局長、子ども家庭局長、
社会・援護局障害保健福祉部長連名通知）の第1の5の（二）「派遣就業前の
事前研修の実施」について、各都道府県のへき地医療支援機構等が中心となっ
て行う事前研修に係る経費。

日病薬発第2021-167号

令和4年1月18日

都道府県病院薬剤師会会長 殿

一般社団法人 日本病院薬剤師会

会 長 木 平 健 治



地域医療介護総合確保基金を活用した薬剤師修学資金貸与事業
の取扱いについて

平素より、日本病院薬剤師会の活動にご高配を賜り御礼申し上げます。

さて、地域医療介護総合確保基金における薬剤師修学資金貸与事業について、この度、本事業の具体的な要件及び基本的な考え方が厚生労働省より都道府県衛生主管部（局）に宛て示されました（別添資料1）。

貴会におかれましては、薬剤師確保に関して薬剤師会と緊密に連携いただくとともに、都道府県の薬務主管課と協議され、薬剤師不足の解消に向けて、本事業に積極的に取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

なお、日本薬剤師会からも、都道府県薬剤師会宛てに同趣旨の通知を発出しておりますことを申し添えます（別添資料2）。

事務連絡

令和3年12月24日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

地域医療介護総合確保基金を活用した薬剤師修学資金貸与事業の
取扱いについて

地域医療介護総合確保基金を活用した薬剤師修学資金貸与事業の取扱いについては、「地域医療介護総合確保基金（医療分）に係る標準事業例の取扱いについて」（令和3年2月19日付け医政地発0219第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）により、標準事業例「48. 地域包括ケアの拠点となる病院・薬局における薬剤師の確保支援」において、薬剤師修学資金貸与事業を行うために必要な経費（都道府県が認めた薬剤師が不足する地域に所在する医療機関等を勤務地として、一定期間の勤務を修学資金返済義務免除要件としているものに限る）としたところです。

今般、下記のとおり、具体的な要件及び基本的な考え方を示すので、下記を踏まえて運用いただきますようお願いします。なお、下記の取扱いについては、各都道府県の運用状況等を踏まえ、必要に応じて見直していく予定です。

記

1. 修学資金の返済義務の免除

- （1）都道府県が修学資金を貸与した薬剤師は、家族の介護等のやむを得ない事情がある場合（都道府県が認める場合に限る。）を除き、以下の3. のプログラムを満了することを返済免除要件とする。
- （2）都道府県が貸与する修学資金の返済義務が免除となる一定期間（以下「義務年限」という。）は、原則として、貸与期間の1.5倍以上の期間とし、その間は以下の2. で定める当該都道府県内の就業先に就業することを条件とする修学資金を対象とする。

2. 就業先（対象施設の限定）

- （1）修学資金貸与事業を適用した薬剤師は、当該都道府県内の医療機関等に就業すること。

- (2) 薬剤師の就業先となる医療機関等は、都道府県が、地域の薬剤師の偏在状況や医療機関の薬剤師の充足状況等を踏まえ、必要な調整を行った上で選定すること。各薬剤師の就業先のうち少なくとも一箇所は医療機関とし、異なる機能を有する医療機関等を複数経験することが望ましい。なお、就業先に薬局を含める場合は、営利性を持たない開設者に限ること。

3. プログラムの内容

(1) 基本的な考え方

都道府県は、都道府県が認めた薬剤師が不足する地域・医療機関等における薬剤師の確保と、対象薬剤師の能力の開発・向上の両立が図れるよう、プログラムを策定するものとする。

プログラムを策定する際、対象となる薬剤師の希望に対応したものとなるよう努めなければならない。例えば、地域の医療機関等に派遣されている間も認定・専門薬剤師取得に必要な経験を得ることが可能なプログラムや、大学病院等に勤務する期間を設定し、卒後臨床研修を受けることが可能なプログラムなどが考えられる。

(2) プログラム要件

- ① 義務年限期間は、2. の都道府県が選定した医療機関等に関し就業可能であること。
- ② このうち、薬剤師が不足する地域・医療機関として都道府県が特に指定する医療機関における就業期間を、義務年限の半分以上の期間とすること。
- ③ 義務年限期間において就業先において調剤業務以外の業務も幅広く経験することが望ましいため、これを考慮してプログラムを組むこと。

4. その他

都道府県は、修学資金貸与事業を適用した薬剤師について、義務年限期間以降の就業状況等を把握し、当該都道府県への定着率等の分析を行うこと。

<照会先>

(この事業に関すること)

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課
代表 03-5253-1111 (内線 2725、2712)
直通 03-3595-2377
E-mail: ISESOMU@mhlw.go.jp

(地域医療介護総合確保基金全般に関すること)

厚生労働省医政局地域医療計画課
医師確保等地域医療対策室
代表 03-5253-1111 (内線 2771)
直通 03-3595-2186
E-mail: shinkikin9@mhlw.go.jp

参考資料

医政地発0219第1号
令和3年2月19日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長
（ 公 印 省 略 ）

地域医療介護総合確保基金（医療分）に係る標準事業例の取扱いについて

標記につきましては、「地域医療介護総合確保基金（医療分）に係る標準事業例及び標準単価の設定について」（平成29年1月27日医政地発0127第1号。以下「平成29年通知」という。）をもって通知したところですが、今般、基金の有効かつ効率的な活用を図ること、さらに、令和6年度から第8次医療計画に新興感染症等への対応が追加されることも見据え、事業区分Ⅱ及びⅣの事業内容の取扱いを別添のとおり整理しましたので、通知いたします。

つきましては、今後の都道府県計画の策定に当たりまして、別添内容を踏まえて事業を計上していただくようお願いいたします。

なお、平成29年通知において示された標準事業例及びそれ以降に例示している事業例以外の事業についても、それぞれの事業区分の趣旨に沿った事業について、都道府県医療審議会や地域医療対策協議会等の関係者の意見を踏まえた上で、都道府県計画に計上して差し支えないことを申し添えます。

別 添

地域医療介護総合確保基金（医療分）の対象事業の取扱い

1. 事業区分Ⅱについて

事業区分Ⅱについては、「居宅等における医療の提供に関する事業」を対象としていますが、以下に掲げる経費についても、当該事業に関連するものとして対象として差し支えありません。

- (1) 標準事業例「11. かかりつけ医育成のための研修やかかりつけ医を持つことに
対する普及・啓発」

人生会議（ACP）や在宅医療、上手な医療のかかり方に関する取組全般を地域の医療関係者が住民に対して広く普及・促進するための広報経費

2. 事業区分Ⅳについて

事業区分Ⅳについては、「医療従事者の確保に関する事業」を対象としていますが、以下に掲げる経費についても、下記の事業に関連するものとして対象として差し支えありません。

- (1) 標準事業例「25. 地域医療支援センターの運営（地域枠に係る修学資金の貸
与事業、無料職業紹介事業、定年退職後の医師の活用事業を含む）」

- ① 地域枠医師等の勤務先を、各医師の希望や各地域の医師偏在の状況を勘案しつつ調整を行うキャリア形成と医師偏在対策の両立を円滑に推進するための人材（キャリアコーディネーター）の人件費及び、当該調整に係る経費
- ② キャリア形成プログラムの対象予定学生と地域枠医師等が交流を図れるような機会の提供や交流のプラットフォームとなるホームページの作成などに係る経費
- ③ 大学医学部の地域枠入学生など、地域医療に興味を有する医学生や医療従事者を目指す学生を対象とした大学内外の実習に係る経費

- (2) 標準事業例「26. 医師不足地域の医療機関への医師派遣体制の構築」

- ① 自都道府県内だけでなく、医師多数都道府県から医師少数都道府県など県境を越えて医師派遣を受ける場合に必要な経費
- ② 地域枠医師等の地域医療に従事するために必要な総合的な診療能力を持つ医師の養成のための卒前・卒後の教育に寄与し、養成した医師を地域に派遣することを目的とした寄附講座を運営するための経費

- (3) 標準事業例「28. 産科・救急・小児等の不足している診療科の医師確保支援」
総合周産期母子医療センターにおいて、小児・周産期医療を担う医師（以下「医師」という。）が比較的少ない地域等の医療機関（以下「研修医派遣医療機関」という。）の医師に対する研修を行うとともに、当該総合周産期母子医療センターの医師を当該研修医派遣医療機関に交換派遣するに当たり、当該研修や医師派遣に係る経費

- (4) 標準事業例「48. 地域包括ケアの拠点となる病院・薬局における薬剤師の確保支援」

薬剤師修学資金貸与事業を行うために必要な経費（都道府県が認めた薬剤師が不足する地域に所在する医療機関等を勤務地として、一定期間の勤務を修学資金返済義務免除要件（※1）としているものに限る）

※1 具体的な要件については別途、お知らせすることとする。

- (5) 標準事業例「53. 電話による小児患者の相談体制の整備」

地域の小児救急医療体制の補強と医療機関の機能分化を推進し、全国どこでも患者の症状に応じた適切な医療が受けられるようにすることを通じ、小児科医の負担を軽減するため、地域の小児科医等による夜間における小児患者の保護者等に向けた電話やチャット、テレビ電話を用いた遠隔健康相談体制を整備するための経費や広報に係る経費

- (6) 第8次医療計画に新興感染症等対応が追加されることも見据えた対応
今後の新興感染症等の拡大期に備えた感染防止対策に関連する研修に係る経費（令和3年度に限る）

別添資料 2

日 薬 業 発 第 371 号
令 和 4 年 1 月 6 日

都道府県薬剤師会担当役員殿

日 本 薬 剤 師 会
副 会 長 森 昌 平

地域医療介護総合確保基金を活用した薬剤師修学資金貸与事業の取扱いについて

平素より、本会会務に格段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、地域医療介護総合確保基金における薬剤師修学資金貸与事業については令和3年6月4日付け日薬業発第70号にてお知らせしたところですが、今般、同事業の具体的な要件及び基本的な考え方が厚生労働省 医政局 地域医療計画課及び医薬・生活衛生局 総務課より都道府県衛生主管部（局）に宛て示されました（別添）。

貴会におかれましては、引き続き、薬剤師確保に関して病院薬剤師会と充分に連携・協議いただくとともに、貴県医務主管課、薬務主管課と調整し、これら事業に積極的に対応いただきたいと存じます。

業務ご多忙の折誠に恐れ入りますが、引き続きご高配の程宜しくお願い申し上げます。

別添

・ 地域医療介護総合確保基金を活用した薬剤師修学資金貸与事業の取扱いについて
（厚生労働省医政局総務課及び医薬・生活衛生局総務課より都道府県衛生主管部（局）宛て事務連絡、令和3年12月24日付け）